

平成25年度6次産業化推進支援事業に係る公募要領

第1 総則

6次産業化推進支援事業に係る公募の実施については、この要領に定めるところによるものとします。

第2 趣旨

各事業ごとにそれぞれ別表1の第2欄に掲げるとおりとします。

第3 事業内容

各事業ごとにそれぞれ別表1の第3欄に掲げるとおりとします。

第4 応募団体の要件

本事業に応募ができる団体は、各事業ごとにそれぞれ別表1の第4欄に掲げる団体であって、以下の要件を全て満たすものとします。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」という。）で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの。）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- 4 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- 5 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

第5 補助対象経費の範囲

各事業ごとにそれぞれ別表1の第5欄に掲げるとおりとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、

実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致するとは限りません。

また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に支出される経費（事業の実施要領（以下「実施要領」という。）に定める場合を除く。）
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費を証明できない経費
- 7 補助の対象としない経費として実施要領で定めるもの

第7 補助金額及び補助率

補助対象となる事業費は、各事業ごとにそれぞれ別表1の第6欄に掲げるとおりとし、この範囲で事業実施に必要な経費を助成し、この範囲内で事業の実施に必要な経費（別表1の第7欄以内）を助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があるので留意してください（第13の5を参照）。

第8 補助事業実施期間

平成25年度の各事業の交付決定の日から平成26年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成及び提出

- 1 申請書類の作成
提出すべき申請書類は、各事業ごとにそれぞれ別表2に掲げるとおりとします。
- 2 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数
課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数については、公示に別途記載し

ます。

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。
- (3) 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- (5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 課題提案書等の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。
- (7) 課題提案書等を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (8) 提出後の課題提案書等については、採用、不採用にかかわらず返却はいたしませんので、御了承ください。
- (9) 課題提案書等は、各事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (10) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には使用いたしません。

第10 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、以下に掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前整理、課題提案会等を行った後、食料産業局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順、観点及び基準

審査の手順、観点及び基準は、各事業ごとにそれぞれ別表3に掲げるとおりとします。

2 審査結果の通知

審査結果については、選定審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

補助金交付候補者については、農林水産省のホームページ等で公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、事業の実施要綱及び交付要綱実施要領並びに実施要領に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を事業担当課まで提出していただきます。申請書等を事業担当課等において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合があります。

第13 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生は、除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属し、事業実施主体の代表者には、帰属しないものとします。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合は、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。
なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、以下の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で、当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合は、実施要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。
また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について御協力をお願いすることがあります。

第14 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当

額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

第15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、原則30日間、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問合せ > 調達情報・公表事項 > 補助事業参加者の公募、URL <http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

別表 1

第1 事業NO.	第2 趣旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 補助対象経費の範囲	第6 補助金額	第7 補助率	第8 実施要領	その他
I 農山漁村6次産業化対策事業								
1 農林漁業者の加工・販売等への取組促進								
(1) 6次産業化推進支援事業								
①地域支援 事業	農林漁業者等の6次産業化を推進し、農山漁村の雇用の確保と所得の向上を図るため、国産農林水産物及び当該農林水産物の副産物（以下「国産農林水産物等」という。）を活用した新商品開発や販路開拓、関係者間での交流会の開催、農林漁業者等への技術研修、食料品へのアクセス改善に向けた企画検討会の開催等の取組を支援する。	<p>1 プロジェクト調査・検討の実施 プロジェクト検討委員会の開催や、計画等の策定に必要な事例調査等を行い、6次産業化の取組に向けた計画・構想や工程表等の策定・見直しを行う。</p> <p>2 新商品開発・販路開拓支援事業 (1) 新商品開発 次の①から⑤までのいずれかに該当する取組により、国産農林水産物等と加工技術を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザイン開発、安全性や機能性を確認するための成分分析等を行う。</p> <p>① 総合化事業計画の取組 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づき認定された総合化事業計画の取組</p> <p>② 農工商等連携事業計画の取組 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき認定された農工商等連携事業計画の取組</p> <p>③ 農林水産業の振興への効果の大きい取組 地方公共団体が定める地域の農林水産業の振興に関する計画に位置付けられる国産農林水産物等や、低未利用の国産農林水産物等を活用した新商品開発により、農林水産業の振興に資する取組</p> <p>④ 6次産業化の推進を図る取組 農林漁業者等が自ら生産した国産農林水産物等を活用して新商品開発を行うことにより、6次産業化の推進を図る取組</p> <p>⑤ 農工商等連携の推進を図る取組 農林漁業者等と民間事業者とが安定的取引関係を確立し、地域の資源である国産農林水産物等を活用した新商品開発等を行うことにより、農工商等連携の推進を図る取組</p> <p>(2) 市場評価の実施 (1)の新商品開発により開発された試作品の試食会及びアンケート調査等を行い、消費者等の評価の集積を行う。</p> <p>(3) 販路開拓の実施 (1)の新商品開発により製造された商品又は国産農林水産物等を活用した新商品（既に販売している商品を除く。）等の販路を開拓するための商談会等への出展を行う。</p> <p>3 交流会の開催 農林漁業者、食品製造業者及び食品流通業者等と結びつけるための交流会や、国産農林水産物等を活用した開発商品を展示対象とした展示・商談会（商品の販売は除く。）等を開催する。</p>	<p>農林漁業者、民間事業者、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食料産業クラスター協議会、その他事業承認者が特に必要と認める団体</p> <p>農林漁業者、民間事業者、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、その他事業承認者が特に必要と認める団体</p>	<p>1 プロジェクト調査・検討費 (1) 検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会議費、資料印刷費等 (2) プロジェクト調査費 調査員手当・旅費、調査票印刷費、報告書作成費、通信費等</p> <p>2 新商品開発・販路開拓支援事業費 (1) 新商品開発費 試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料等</p> <p>(2) 市場評価実施費 調査員手当・旅費、会場借料、会場装飾費、資料印刷費、アンケート調査費等</p> <p>(3) 販路開拓費 商談会等への出展に要する費用、商品をPRするための試供品、ポスター、パンフレット等の作成費等</p> <p>3 交流会開催費 講師やパネリスト等への謝金・旅費、会場借料、会場設営費、資料印刷費、開催案内等の作成費等</p>	355,318千 円以内	1/2以内	6次産業化推進支援事業実施要領（平成25年〇月〇日付け25産第〇〇号食料産業局長通知）	
						1/2以内（ただし、認定総合化事業計画及び認定農工商等連携事業計画の取組については、2/3以内）		
						1/2以内		

		<p>4 6次産業化人材育成研修会等の開催 農林漁業者等を対象とした商品開発力、販売力等を習得させるための研修会や先進地に赴き事例等を学ぶための研修会等を開催する。</p>		<p>4 6次産業化人材育成研修会等開催費 講師謝金・旅費、会場借料、テキスト作成費、マイクロバスレンタル料、現地指導員手当（先進事例研修用）、応募要領印刷費、資料印刷費、通信費等</p>		1/2以内
		<p>5 食品流通円滑化対策 食料品の購入等に不便や困難をもたらす「食料品アクセス問題」を改善するため、事業者及び有識者等による企画検討会や必要な調査等を実施し、地域の実態に応じた食料品へのアクセス改善方策を策定する。</p>	<p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、社会福祉法人、社会福祉協議会、その他事業承認者が特に必要と認める団体</p>	<p>5 検討会開催費 委員謝金・旅費、会議費、資料印刷費、地域の実態調査等に要する調査員手当・通信費等</p>	7,476千円以内	定額
②全国推進事業	<p>1 6次産業化中央サポート事業 6次産業化を全国段階でサポートする機関が、高度な専門性を有し、全国的な視点で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談等に対応する民間の専門家を選定、登録、育成するとともに、高い専門性等により都道府県では対応が困難な取組や都道府県域を超える広域的な取組等に関する農林漁業者等への指導・助言、案件の発掘、フォローアップ等を行う。</p>	<p>1 6次産業化人材活動支援事業 (1) 検討委員会の開催等 検討委員会を開催し、6次産業化を全国段階でサポートする機関が行う6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する民間の専門家による活動支援（以下「6次産業化人材活動支援」という。）の実施に係る方針の検討を行う。また、公募により募集した民間の専門家等の中から専門性や経験を踏まえ、6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談等に対応する人材を審査・選定するとともに、その活動評価等を行う。 (2) 6次産業化人材活動支援バンクの設置・運営等 （1）で選定された専門的な知識を有する者等を6次産業化プランナー等として登録の上、HP等により農林漁業者等に専門家を紹介する6次産業化人材活動支援バンクを設置、運営する。また、6次産業化人材活動支援の取組の広報活動に必要なパンフレット等を作成するとともに、都道府県の6次産業化支援機関を参集した連絡会議を開催し、全国段階と都道府県の6次産業化支援機関が情報共有、連携しながら6次産業化を推進する。 (3) 6次産業化人材活動支援 全国各地に6次産業化プランナー等を派遣し、高い専門性等により都道府県の6次産業化支援機関では対応が困難な取組や、都道府県域を超える広域的な取組に関する農林漁業者等への指導・助言、案件の発掘を行うとともに、これまで認定された事業計画等のフォローアップ等を行う。</p>	<p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、その他事業承認者が特に必要と認める団体</p>	<p>1 6次産業化人材活動支援事業費 (1) 検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会議費、資料印刷費、推進員手当・旅費等 (2) 6次産業化人材活動支援バンク設置・運営費 ホームページ構築費、実施案内作成費、通信機器費、通信費、資料印刷費、パンフレット等作成費、管理運営員手当・旅費等 (3) 6次産業化人材活動支援費 個別相談等謝金・旅費、講師謝金・旅費、本事業を実施するために活動する管理運営員手当・旅費等</p>	130,346千円以内	定額
		<p>2 6次産業化人材育成研修会等の開催 (1) 検討委員会の開催 (2)から(4)までの実施に関する課題整理、企画検討、取りまとめ等を行う。 (2) 6次産業化支援人材育成研修会の開催 6次産業化プランナー、都道府県の6次産業化支援機関の支援人材等を対象として、活動に必要な6次産業化施策、コーチング手法、実践事例研究等を内容とした研修会を複数の地域において開催する。 (3) 民間企業等派遣研修会の開催 農業者に対する指導の中核となる者（普及指導員等）を大都市圏等を中心に活動する外食産業、食品製造業、量販店等において、6次産業化を推進するために必要な手法・ノウハウについて習得するための実地研修を複数</p>		<p>2 6次産業化人材育成研修会等開催費 (1) 検討委員会開催費 委員謝金・旅費、会議費、資料印刷費、管理運営員手当・旅費等 (2) 6次産業化支援人材育成研修会開催費 講師謝金・旅費、参加者募集費、会場借料、資料印刷費、管理・運営員手当・旅費、報告書作成費等 (3) 民間企業等派遣研修会開催費 講師謝金、資料作成費、報告書作成費等</p>	24,776千円以内(①を含む。) 5,128千円以内(①を含む。)	定額

	の地域、業種において実施する。				
	(4) 起業支援研修会の開催 6次産業化分野における起業を目指す者が必要となるビジネスプランの策定等の知識を習得するための研修を複数の地域において開催する。		(4) 起業支援研修開催費 講師謝金・旅費、参加者募集費、会場借料、テキスト作成費、管理・運営員手当、研修受入謝金、研修旅費、報告書作成費等	15,361千円以内(1)を含む。)	
2 中央推進事業 新商品等の販路開拓の機会を創出する全国段階での商談会・フェアの開催、6次産業化の推進に関する調査等を行う。	1 商談会等開催支援事業 (1) 商談会等の開催 6次産業化の取組により開発された商品等の販路開拓のための商談会を開催するとともに、必要に応じ、6次産業化を推進するための事例発表会、事業者をサポートするための相談会や商品改善支援会、商談会に参加する流通業者等へのニーズ調査等を実施する。 (2) 報告書の作成 本事業による取組に関する報告書の取りまとめを行う。	民間事業者、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、その他事業承認者が特に必要と認める団体	1 商談会等開催支援事業費 (1) 商談会等開催費 推進員手当、商談会等(事前説明会、事例発表会、相談会等を含む。)の開催に要する会場借料、ポスター作成費、講師・相談員等の謝金・旅費、アンケート調査費、資料印刷費等 (2) 報告書作成費 資料印刷費等	95,086千円以内	定額
	2 食材開拓フェア等開催支援事業 広域的に利用が進んでいない地域食材を開拓し、及びその利用を促進するため、以下の取組を実施する。 (1) 産地懇談会の開催 地元農業者等と全国の食品関連事業者が、地元食材の利用促進を図るための情報交換等を行う懇談会を、全国の複数の産地において開催する。 (2) フェアの開催 (1)の産地懇談会と連動して、農業者等が地域の食材等を食品関連事業者に対して紹介するフェアを都市部において開催する。 (3) 報告書の作成 (1)及び(2)の取組に関する報告書の取りまとめを行う。		2 食材開拓フェア等開催支援事業費 (1) 産地懇談会開催費 会場借料、会場装飾費、試食品調理契約費、現地移動経費、参加募集費、資料印刷費、アンケート調査費、通信費等 (2) フェア開催費 開催案内費、会場借料、会場装飾費、パネル作成費、展示品輸送費等 (3) 報告書作成費 資料印刷費等	7,580千円以内	定額
	3 6次産業化情報提供支援事業 以下の2テーマから選択して、6次産業化を推進するための情報提供を行う。 (1) 6次産業化情報提供支援 6次産業化の取組の実態調査等を行うとともに、6次産業化の優良事例、支援施策、交流会・シンポジウム等のイベント情報等を調査し、取りまとめを行い、農林水産業、食品産業、観光産業等の6次産業化の関係者に対し、メールマガジンや情報誌の発行等により定期的に情報提供を行う。 (2) 国産食材活用情報提供支援 利用が進んでいない地域食材やその利用の促進について実需者等と農業者等が連携して取り組んでいる事例の実態調査を行い、産地・食材加工情報等について取りまとめを行い、食材実需者、流通事業者等に向けて国産食材の利用推進のための情報提供を行う。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特別民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、その他事業承認者が特に必要と認める団体	3 6次産業化情報提供支援事業費 (1) 6次産業化情報提供費 推進員手当・旅費、アンケート・現地調査費、メールマガジン・情報誌の発行に要する費用等 (2) 国産食材活用情報提供費 調査員等の手当・旅費、検討会開催費、アンケート・現地調査費、資料作成費等	8,453千円以内 8,453千円以内	定額 定額
	4 医食農連携ブランドデザイン策定調査の実施 医療、介護、福祉の分野と食品産業及び農林水産業分野の連携(以下「医食農連携」という。)による新たなビジネスの事業化を民間企業等が主体となって促進していくため、以下の取組を行う。 (1) 検討会の開催 事業者及び有識者等による検討会、必要な	民間事業者、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、農林漁業者の組織する団体、その他事業承認者が特に必要と認める団体	4 医食農連携ブランドデザイン策定調査費 (1) 検討会開催費 委員謝金・旅費、会議費、資料印刷費、検討会開催に係る調査・取りまとめ等に	8,573千円以内	定額

	<p>調査等を実施し、医食農連携による事業化の促進へ向け「グランドデザイン」を策定するとともに、その内容を取りまとめた報告書を作成する。</p> <p>(2) ワークショップの開催 医食農連携に関心のある企業等を集めたワークショップ及び必要な調査を実施し、医食農連携の事業化に係る課題解決や新たなビジネスアイデアの掘り起こし等を行い、その結果を(1)の検討会に反映する。</p> <p>(3) 報告書の作成 (1)及び(2)の取組に関する報告書の取りまとめを行う。</p>		<p>要する調査員手当・旅費等</p> <p>(2) ワークショップ開催費 委員（ファシリテーター・講師等）謝金・旅費、会議費、資料印刷費、ワークショップ開催に係る調査・取りまとめ等に要する調査員手当・旅費等</p> <p>(3) 報告書作成費 資料印刷費等</p>			
<p>3 6次産業化ネットワーク活動全国推進事業</p> <p>地域における6次産業化の推進に向けたネットワーク活動や地産地消の推進に必要な情報交換会の開催、優良事例の収集・分析、実践モデルの作成、啓発セミナーの開催及び優良事例発表会の開催等を行う。</p>	<p>1 6次産業化ネットワーク活動全国推進事業</p> <p>(1) 情報交換会の開催 6次産業化の推進に向けて、各地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）の単位で関係機関が情報共有を図るため、情報交換会を開催する。</p> <p>(2) 優良事例の収集、分析 検討委員会を開催し、各地方農政局等の単位の6次産業化の取組のうち、優良な事例を抽出し、各事例について優れていたり、他の取組と異なる点を調査し、その内容を取りまとめた報告書を作成する。</p> <p>(3) 実践モデル作成、啓発セミナーの開催 ア 実践モデル作成 検討委員会を開催し、実践モデル作成のための課題検討、とりまとめを行い、6次産業化の取組を実践するための手順等について複数のモデルを作成する。また、農林漁業者にに向けたパンフレットを作成する。 イ 啓発セミナーの開催 アで作成する実践モデルを紹介し、農林漁業者に6次産業化の普及啓発を図るためのセミナーを複数の地域で開催する。</p> <p>(4) 優良事例発表会の開催 全国各ブロックで収集された優良事例を集めた優良事例発表会を開催するとともに、優良事例集を作成する。</p>	<p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、地域協議会、食料産業クラスター協議会、農林漁業者の組織する団体、その他事業承認者が特に必要と認める団体</p>	<p>1 6次産業化ネットワーク活動全国推進事業</p> <p>(1) 情報交換会開催費 会場借料・運営費、資料印刷費、開催案内作成費等</p> <p>(2) 優良事例収集・分析費 委員謝金・旅費、資料印刷費、報告書作成費、調査研究員手当・旅費、通信費等</p> <p>(3) 実践モデルの作成・啓発セミナー開催費 ア 実践モデル作成費 委員謝金・旅費、会議費、資料印刷費、調査員手当・旅費、モデル報告書作成費、パンフレット作成費、通信費等 イ 啓発セミナー開催費 ポスター作成費、講師謝金・旅費、会場借料、セミナー資料作成費、通信費等</p> <p>(4) 優良事例発表会開催費 会場借料・装飾費、試食品調理費、参加者募集費、資料印刷費、ポスター作成費、報告書作成費、通信費等</p>	24,640千円以内	定額	
	<p>2 地産地消活動全国推進事業</p> <p>(1) 優良事例の収集、分析 検討委員会を開催し、各地方農政局等の単位の地産地消の取組のうち、優良な事例を抽出し、各事例について優れていたり、他の取組と異なる点を調査し、その内容を取りまとめた報告書を作成する。</p> <p>(2) 地場産物を活用した料理等の優良事例の収集、分析 検討委員会を開催し、各地方農政局等の単位の地産地消の取組のうち、地場産物を活用した料理等の優良な事例を抽出し、各事例について優れていたり、他の取組と異なる点を調査し、その内容を取りまとめた報告書を作成する。</p> <p>(3) 優良事例発表会の開催 全国各ブロックで収集された優良事例を集めた優良事例発表会を開催するとともに、優良事</p>	<p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、協議会、その他事業承認者が特に必要と認める団体</p>	<p>2 地産地消活動全国推進事業</p> <p>(1) 優良事例の収集、分析費 委員謝金・旅費、資料印刷費、報告書作成費、調査研究員手当・旅費、通信費等</p> <p>(2) 地場産物を活用した料理等の優良事例の収集、分析費 委員謝金・旅費、資料印刷費、報告書作成費、調査研究員手当・旅費、通信費等</p> <p>(3) 優良事例発表会開催費 会場借料・装飾費、試食品調理費、参加者募集費、資料印刷費、ポスター作成</p>	6,000千円以内	定額	

		例集を作成する。		費、報告書作成費、通信費等			
③ 6次産業化促進技術対策事業	食品産業技術の分野における技術開発課題の整理、地域の新商品開発・新事業創出に資する技術開発に向けた構想策定、研究者・研究機関等の登録・紹介、技術的情報の提供等の取組を行う。	<p>1 技術開発課題の整理・検討 技術シーズを有する者と食品関連事業者等が連携して、解決が求められている技術開発課題の整理・検討を行い、技術開発戦略を作成する。</p> <p>2 地域の6次産業化支援 6次産業化に取り組む産学官が連携し、技術的課題の解決に向けた検討や地域の関係者が参画するワークショップを開催し、地域資源を活用した商品開発・新事業創出に資する技術開発構想書を作成する。</p> <p>3 地域の食品機能性研究者・研究機関等データベースの構築 地域の食品の機能性研究に携わる研究者・研究機関の登録・紹介、技術的情報の提供等を行うためのデータベースを整備する。</p>	<p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、技術研究組合及び試験研究機関等が構成員となる協議会、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、その他事業承認者が特に必要と認める団体</p>	<p>1 技術開発課題整理検討会等開催費 (1) 検討会開催費 委員謝金・旅費、会議費、会場借料、資料印刷費等 (2) 技術開発戦略作成費 調査員手当・旅費、ヒアリング調査費、アンケート調査費、リーフレット印刷費、報告書等作成費等</p> <p>2 地域の6次産業化支援費 (1) 検討会開催費 委員謝金・旅費、会議費、資料印刷費 (2) 地域の商品開発・技術開発に関する構想書作成費 調査員手当・旅費等 (3) ワークショップ開催・運営費 事務員費等</p> <p>3 地域の食品機能性研究者・研究機関等データベース構築費 (1) 食品機能性研究者・研究機関データベース構築費 サーバー借料、システム設計費、プログラム開発費、PCレンタル料（接続機器を含む。）、回線使用料、データ収集費等 (2) 食品技術基盤情報提供データベース構築費 サーバー借料、システム設計費、プログラム開発費、PCレンタル料（接続機器を含む。）、回線使用料、データ収集費等</p>	31,339千円以内	定額	
④ 広域6次産業化ネットワーク活動推進事業	県域を越える広域で多様な事業者が連携しネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等の取組を支援する。	<p>1 推進会議の開催 複数の都道府県に所在する農林漁業者と多様な業種の事業者が参画して推進会議等を開催し、広域的な6次産業化ネットワークの構築やネットワークの下での6次産業化の推進事業について検討する。</p> <p>2 プロジェクト調査・検討の実施 1の6次産業化の推進事業を踏まえて、プロジェクト検討会等を開催し、具体的なプロジェクトの計画策定等に必要事例調査や取組計画・工程表の策定等を行う。</p> <p>3 プロジェクトリーダーの育成 2のプロジェクトの円滑な実施に向けて、プロジェクトを主導する人材に必要な新商品開発や販路開拓等に関する知識・技術の習得及びプロジェクトリーダーとしての資質をかん養するための各種研修会へ参加すること等により、プロジェクトリーダーとして育成する。</p> <p>4 新商品開発・販路開拓の実施 (1) 新商品開発 2のプロジェクトの中で、国産農林水産物等と加工技術を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザイン開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。なお、本取組により確実に商品化し、産業として確立させていく観点から、3回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとする。</p>	<p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、商工業者の組織する団体、地域協議会、食料産業クラスター協議会、農林漁業者の組織する団体、その他事業承認者が特に必要と認める団体</p> <p>農林漁業者、民間事業者、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、その他事業承認者が特に必要と認める団体</p>	<p>1 推進会議等開催費 委員謝金・旅費、会場借料、会場設営費、資料印刷費、試食実施費、開催案内作成費、通信費、消耗品費等</p> <p>2 プロジェクト検討費 委員謝金・旅費、会議費、調査員手当・旅費、調査票印刷費、発送賃金、郵送料、集計整理賃金、資料印刷費、通信費、消耗品費等</p> <p>3 研修受講費 講義費、旅費、テキスト購入費等</p> <p>4 新商品開発・販路開拓実施費 (1) 新商品開発費 試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費、試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料等</p>	12,000千円以内	1/2以内	1/2以内(ただし、認定総合化事業計画及び認定農工商等連携事業計画の取組については、2/3以内)

○農山漁村 6 次産業化対策事業

事業の種類	申請書類（第 9 関係）
(1) 6 次産業化 推進支援事 業	
①地域支援事業 ②全国推進事業 ③ 6 次産業化促 進技術対策事 業 ④広域 6 次産業 化ネットワー ク活動推進事 業	<p>1 事業に係る課題提案書（別紙様式 1） 提案の内容は、別表 1 第 2 欄の趣旨、第 3 欄の事業内容及び第 5 欄の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。</p> <p>(1) 応募者に関する事項（別紙様式 2） (2) 取組内容に関する事項（別紙様式 3） (3) 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式 4）</p> <p>なお、上記のほか、以下の様式を添付してください。</p> <p>① 地域支援事業（別紙様式 5 又は 6 及び 7） ② 全国推進事業（別紙様式 8 及び 9） ③ 6 次産業化促進技術対策事業（別紙様式 10 及び 11） ④ 広域 6 次産業化ネットワーク活動推進事業（別紙様式 12 及び 13）</p> <p>2 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）</p> <p>(1) 応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直近 3 カ年分の決算（事業）報告書 (2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 (3) 応募者が事業を実施するにあたり、別表 1 第 8 の実施要領に規定する特認団体の申請が必要な場合にあつては、特認団体の概要（別紙様式 14） (4) 成果目標（別紙様式 15）</p> <p>ただし、(1) 又は (2) に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。</p>

○農山漁村 6 次産業化対策事業

事業の種類	審査手順等（第 10 関係）
(1) 6 次産業化 推進支援事 業	
①地域支援事業	<p>1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。</p> <p>(1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。</p> <p>(2) 事前審査 事業担当課において、事前審査を実施します。</p> <p>(3) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。 また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び食料産業局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。</p> <p>(4) 選定審査委員会 事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。</p> <p>2 審査の観点 審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。</p> <p>3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。</p> <p>(1) 事業実施主体の適格性</p> <p>① 実施体制の適格性</p> <p>② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等</p> <p>なお、課題提案書の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 17 条第 1 項又は第 2 項に</p>

基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

また、本事業において、別表1の第4の応募団体の要件にある農林漁業者の組織する団体には、農林漁業に従事する者で組織する団体を含むこととします。

(2) 事業内容及び実施方法

- ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
- ② 実施方法の効率性
- ③ 経費配分の適正性

(3) 事業の効果（価値連鎖・付加価値の拡大）

- ① 期待される成果
- ② バリューシステムに係る取組（実需者・消費者へ商品価値の提示を行う取組等）を行っている。
- ③ イノベーションに係る取組（販路、価値、生産、原材料、組織の5つの分野で新結合を行う取組）を行っている。
- ④ 日本経済全体の底上げに資する取組（競合商品・競合先がなく、新しいマーケットを対象とした取組等）を行っている。

(4) 行政施策等との関連性

(1)～(3)の審査項目の他、次に該当する場合には、審査において考慮されます。

- ① 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づき認定された総合化事業計画の取組である。又は、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）に基づき認定された農商工等連携事業計画の取組である。
- ② 事業実施場所が、地産地消促進計画の策定されている地域である。
- ③ 事業主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられている。
- ④ 商品の製造工程においてHACCPを取り入れている。又は取り入れる見込みがある。
- ⑤ 地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である。
- ⑥ 食文化を軸とする観光・産業・文化政策の展開に資する取組である。

②全国推進事業

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

③ 6次産業化促進技術対策事業

(1) 書類確認

提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。

なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前審査

事業担当課において、事前審査を実施します。

(3) 課題提案会

課題提案会については、必要に応じ開催することとします。

また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び食料産業局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。）

なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。

(4) 選定審査委員会

事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。

2 審査の観点

審査は、事業実施主体の適格性及び実施方法の効率性等並びに事業の効果の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。

3 審査の基準

審査は、以下の項目について行います。

(1) 事業実施主体の適格性

① 実施体制の適格性

② 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等

なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

(2) 実施方法の効率性等

① 実施方法の効率性

② 経費配分の適正性

(3) 事業の効果

① 期待される成果

② 波及効果

④広域6次産業
化ネットワーク
活動推進事業

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

(1) 書類確認

提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。

なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前審査

事業担当課において、事前審査を実施します。

(3) 課題提案会

課題提案会については、必要に応じ開催することとします。

また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、事業担当課及び食料産業局総務課の各担当者等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。）

なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。

(4) 選定審査委員会

事前審査及び課題提案会を踏まえ、委員会において最終審査を実施し、提案と併せて補助金交付候補者を選定します。

2 審査の観点

審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。

3 審査の基準

審査は、以下の項目について行います。

(1) 事業実施主体の適格性

① 実施体制の適格性

① 知見、専門性及び類似・関連事業の実績等

なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

(2) 事業内容及び実施方法

① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性

② 実施方法の効率性

③ 経費配分の適正性

(3) 事業の効果（価値連鎖・付加価値の拡大）

- ① 期待される成果
- ② バリューシステムに係る取組（実需者・消費者へ商品価値の提示を行う取組等）を行っている。
- ③ イノベーションに係る取組（販路、価値、生産、原材料、組織の5つの分野で新結合を行う取組）を行っている。
- ④ 日本経済全体の底上げに資する取組（競合商品・競合先がなく、新しいマーケットを対象とした取組等）を行っている。

(4) 行政施策等との関連性

(1)～(3)の審査項目の他、次に該当する場合には、審査において考慮されます。

- ① 六次産業化・地産地消法に基づき認定された総合化事業計画の取組である。又は、農商工等連携促進法に基づき認定された農商工等連携事業計画の取組である。
- ② 事業実施場所が、地産地消促進計画の策定されている地域である。
- ③ 事業実施場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域である。
- ④ 商品の製造工程においてHACCPを取り入れている（又は取り入れる見込みがある）。
- ⑤ 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組である。
- ⑥ 食文化を軸とする観光・産業・文化政策の展開に資する取組である。